### 中泊町の給与・定員管理等について

### 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

	住民基本台帳人口	歳 出 額	実	質収	支	人	件	費	人	件	費	率	(参考)	
区分	(令和2年1月1日)	А						В			В	⁄A	平成30年度の人件費率	<u> </u>
令和	人	千円			千円		Ŧ	円				%	%	
元年度	10,891	7,341,445		176,804		1,	092,440			14.	.9		15.5	

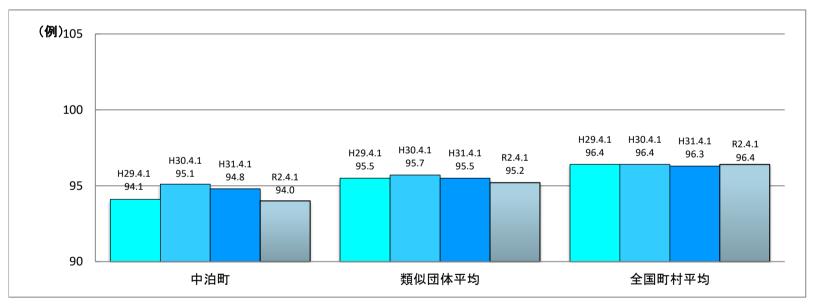
### (2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	糸	合	与 5	費
	А	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
令和	人	千円	千円	千円	千円
元年度	113	431,489	64,955	160,786	657,230

(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均				
給与費 B/A	一人当たり給与費				
千円	千円				
5,816	5,576				

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を 含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を 用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出
  - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由

#### (4)給与改定の状況

中泊町は人事委員会を設置していないため省略。

### (5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し 等に取り組むとされている。

### ①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については改定なし。 高齢層については最大4%程度引下げ。4・5・6級に号俸を増設。激変緩和のため、4年間(平成31年3月 31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し 中泊町は地域手当の制度を導入していない。

### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

### ①一般行政職

П. Л.	亚地左松	亚拉外州日每	亚特外人口每	平均給与月額		
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	(国比較ベース)		
中泊町	41.8 歳	304,400 円	332,898 円	327,082 円		
青森県	42.9 歳	314,400 円	376,979 円	343,748 円		
国	43.2 歳	327,564 円	- 円	408,868 円		
類似団体	41.6 歳	302,559 円	347,901 円	327,401 円		

#### ②技能労務職

			公務員						民 間		参 考
	区分	亚坎东	亚		平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民 間の類似	平均年齢	平均給与月額	A/B
		平均年齢		職員数	一均加作力 餓	(A)	(国比較ベース)	職種	十均十断	(B)	Α/ Β
	中泊町	55.5	歳	6人	327,000 円	350,317 円	348,983 円	_	_	_	_
	うち用務員	57.5	歳	4人	334,600 円	368,125 円	365,450 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	1.77
	うち自動車運転手	51.5	歳	2人	311,900 円	314,800 円	314,800 円	自家用乗用自動車運転者	56.6 歳	196,500 円	1.60
	青森県	51.6	歳	268	301,800 円	335,212 円	321,641 円	_	_	_	_
	国	50.9	歳	2,319	287,283 円	_	328,862 円	_	_	_	_
类	領似団体	49.8	歳	7人	274,376 円	294,732 円	284,105 円	_	_	_	_

	参考							
区分	年収ベース(試算値)の比較							
	公務員	民間	C/D					
	(C)	(D)						
中泊町	_	_	_					
うち用務員	6,017,810 円	2,862,400 円	2.10					
うち自動車運転手	5,242,128 円	2,633,700 円	1.99					

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成29~31年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業 務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものでは ない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、 それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において は前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前 年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

#### (2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		中泊町	青森県		国		
一般行政職	大 学 卒	182,200	円	182,200	円	182,200	円
一万文1」	高 校 卒	150,600	円	150,600	円	150,600	円
壮化兴致肿	高 校 卒	147,900	円	147,900	円	_	
技能労務職	中 学 卒	139,900	円	136,100	円	_	

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

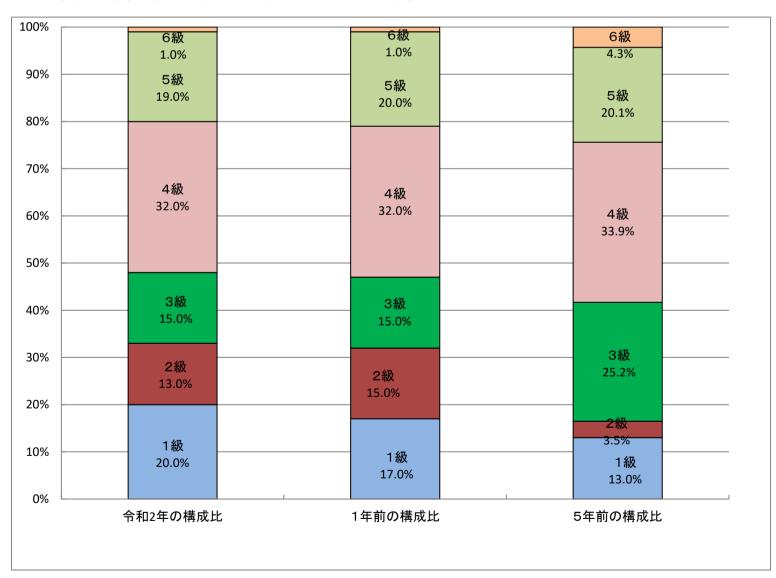
区	区 分		経験年数10年		経験年数20年		経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学	卒	253,500	円	339,200	円	364,200 F	385,100	円
71.100000000000000000000000000000000000	高校	卒	214,800	円	287,400	円	339,200 F	364,200	円
技能労務職	高校	卒	206,700	円	263,800	円	291,600 円	329,200	円
<b>坟</b> 能分務噸	中学	卒	192,500	円	255,600	円	284,700 円	319,100	円

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

## (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

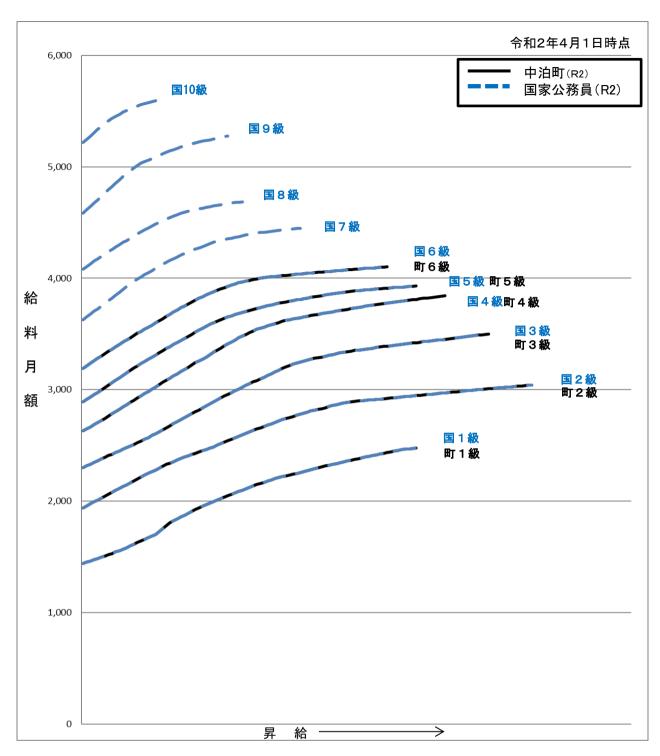
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6	6 級	<b>総務課長・参</b> 事	人	%	円	円
0		形份林文·参 <del>章</del>	1	1.0	319,200	410,200
_	5 級	課長(総務課長を除く)・副参事	人	%	円	円
5		林文(秘伤林文で体)・町参争	19	19.0	289,700	393,000
4	A 611	舞 E 堵 / L - 松 任 主 於	人	%	円	円
4	級	課長補佐・総括主幹	32	32.0	264,200	381,000
3	¢п.	K =	人	%	円	円
ا	級	係長•主幹	15	15.0	231,500	350,000
	¢п.	<b>→</b> *	人	%	円	円
2	2 級	主査	13	13.0	195,500	304,200
_	<b>6</b> π	<u> </u>	人	%	円	円
	1 級	主事·技師	20	20.0	146,100	247,600

- (注) 1 中泊町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

# (2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



## (2) 昇給への人事評価の活用状況(中泊町)

~	F和 、					
	令和2年4月2日から令和3年4月1日 までおける運用	管理職	溳	一般職員		
1	人事評価を活用している	0		0		
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
	上位、標準、下位の区分	0		0		
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分				0	
	標準の区分のみ(一律)		0			
	人事評価を実施していない					
	活用予定時期					

# 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

中泊町	青森県	国		
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1人当たり平均支給額(令和元年度)			
1,371 千円	1,634 千円	_		
(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)		
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当		
2.50 月分 1.80 月分	2.50 月分 1.80 月分	2.60 月分 1.90 月分		
( 1.40 )月分 ( 0.85 )月分	( 1.40 )月分 ( 0.85 )月分	( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
·役職加算 5~15%	-役職加算 5~20%	·役職加算 5~20%		
	-管理職加算 10~25%	- 管理職加算 10~25%		

<sup>(</sup>注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

## 〇勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(中泊町)

	令和2年度中における運用	管理職	員	一般職員		
1	人事評価を活用している	0		0		
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0		0		
	上位、標準の成績率					
	標準、下位の成績率				0	
	標準の成績率のみ(一律)		0			
П	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

## (2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

	中泊町				玉			
(支給率)	自己都合	応募認定•定年		(支給率)	自己都合	応募認定∙定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算	措置 定年前早期	<b>月退職特例措置</b>		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置				
	(割増率2~	45%)		(割増率2~45%)				
	職務の級に	応じた調整額						
1人当たり平均支	給額							
	自己都·	合 応募認定・定年						
	}	34 千円 80,652 千F	9					

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

# (3) 地域手当 中泊町は地域手当の制度を導入していない。

## (4) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度	<b>決</b> 算)			17,016	千円	
支給職員1人当たり平:	均支給年額(令和元年度決算)			8,508,000	円	
職員全体に占める手当	当支給職員の割合(令和元年度)			1.5	%	
手当の種類(手当数)			1			
手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	左記職員に対する支	<b>を給単価</b>	
診療手当	診療所に勤務する医師及び歯科医師	診療	· 寮業務	•医師:913,000円(月初	額)	
			•歯科医師:505,000円	](月額)		

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	17,353 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	146 千円
支給実績(30年度決算)	10,380 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	87 千円

<sup>(</sup>注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務 手当の支給対象とはならない管理職員は除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

### (6) その他の手当(令和2年4月1日現在)

		日の制度	日の制度し	十级中华	支給職員1人当たり	
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	平均支給年額	
					(令和元年度決算)	
	扶養親族のある職員に支給			千円		円
	配偶者 6,500 円					
	子 10,000 円					
   扶養手当	父母等 6,500 円	同じ				
<b>伏</b> 食于ヨ	・15歳に達する日後 5,000 円 の最初の4月1日か ら22歳に達する日以 後の最初の3月31日 までの間にある子 (特定加算)	回し I		13,776	194,028	
	自ら居住するため住宅(貸間を含			千円		円
住居手当	む)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支約・支給限度額 27,000円	計画じ		4,977	261,947	
	通勤のため自動車やバス、電車な	†		<del></del>		円
通勤手当	どの交通機関を利用する場合で通 動距離が片道2km以上ある職員に 支給	異なる	支給額、使 用距離区分	8,956	400.040	
	·交通機関利用 限度額 55,000 円			0,900	102,943	
	·自動車利用 限度額 46,000 円					

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 支給	異なる	支給額	千円 4,500	円 187,500
	•支給額 15,000~25,000 円			,,,,,,	,
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給額:勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間	異なる	勤務時間1 時間当たり の単価の算 出方法	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給・支給額 3,000~4,000 円 (2)災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の時間外以外の時間に勤務した場合に支給・支給額 1,500~2,000 円	異なる	支給額	千円	<b>の</b>
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給・支給額:勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間	異なる	勤務時間1 時間当たり の単価の算 出方法	千円	<b>円</b>
寒冷地手当	毎年11月から翌年の3月までの各月の初日において町内その他の寒冷の地域に在勤する職員に支給・世帯主(扶養親族あり) 17,800 円・世帯主(扶養親族なし) 10,200 円・その他職員 7,360 円	同じ		千円 7,118	59,317

# 5 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

	区	5	ने न	給	料		月		額			等
給							(参考	)類似団	体に	おけ	る最高/	最低額
	町		長		694,000	円		827,000	円	/	556,500	円
料	副	町	長		563,000	円		667,900	円	/	514,400	円
報	議		長		268,000	円		331,000	円	/	252,000	円
	副	議	長		230,000	円		262,000	円	/	193,000	円
柵	議		員		220,000	円		240,000	円	/	172,000	円
	町		長	(令和元年	F度支給割合)	3.20	月分					
期	副	町	長									
期末手当	議		長	(令和元年	F度支給割合)							
当	副	議	長			3.20	月分					
	議		員									
退				(算定方式	式)		(1期0	)手当額)			(支給時	期)
退 職 手	町		長	給料月	給料月額×月数×45.5/100		1,5	516 万円 任期毎		毎		
当	副	町	長	給料月	給料月額×月数×26.5/100		7	716 万円		任期:	毎	
	備考			町長、	副町長に寒冷地	手当(一般耶	戦と同様の	の支給基準	集)			

<sup>(</sup>注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における 退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

# (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

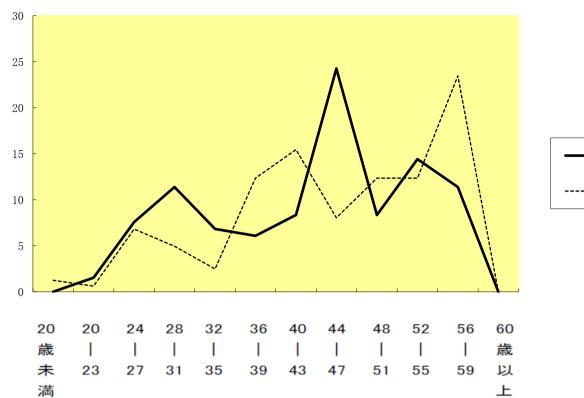
		区分	職	員 数	対前年	主な増減理由
部	門		平成31年	令和2年	増減数	土は塩煮生田
		議会	2	2	0	
		総務·企画	37	37	0	
	_					
		税務	9	9	0	
	般	労働	0	0	0	
普		農林水産	13	13	0	
	行					
通	政	商工	3	3	0	
		土木	8	8	0	
会	部	民生	9	8	Δ1	・育児休業職員の復帰に伴う人員調整 減1
計		衛生	10	10	0	
"	門					<参考>
部		計	91	90	Δ1	人口1万人当たり職員数 82.64 人
						(類似団体の人口1万人当たりの職員数 96.49 人)
門	Ą	教育部門	22	23	1	・文化財整備に伴う業務増 増1
						<参考>
		小 計	113	113	0	人口1万人当たり職員数 103.76 人
						(類似団体の人口1万人当たりの職員数 114.87 人)
	病队	 完	6	6	0	
<i>/</i> .	水ì	<u> </u>	5	5	0	
営	下力	k道	1	1	0	
企会   業計	その	D他	7	7	0	
公営 企業等 門						
''						
		小 計	19	19	0	
	合	計	132	132	0	<参考>
		ĀΙ	[160]	[160]	[ 0 ]	人口1万人当たり職員数 121.20 人

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

<sup>2 [ ]</sup>内は、条例定数の合計である。

## (2)年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)

(例) %



構成比
5年前の構成比

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳		
区分		≀	≀	≀	}	≀	₹	₹	₹	₹	}		計	
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上		
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人
<b></b>	0	2	10	15	9	8	11	32	11	19	15	0	132	

# (3)職員数の推移

(単位:人•%)

年度部門別	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	95	98	92	94	91	90	<b>▲</b> 5 ( <b>▲</b> 5.3%)
教 育	25	27	26	23	22	23	<b>▲</b> 2 ( <b>▲</b> 8.0%)
消防							0
普通会計計	120	125	118	117	113	113	<b>▲</b> 7 ( <b>▲</b> 5.8%)
公営企業等会計計	42	35	26	21	19	19	<b>▲</b> 23 ( <b>▲</b> 54.8%)
総合計	162	160	144	138	132	132	<b>▲</b> 30 ( <b>▲</b> 18.5%)

<sup>(</sup>注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 7 公営企業職員の状況

## (1) 水道事業

### ① 職員給与費の状況

### ア 決算

区分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占
	А		В	B/A	める職員給与費比率
令和	千円	千円	千円	%	%
元年度	284,655	50,669	49,120	17.3	16.4

区分	職員数	給		与 費	一人当たり		
	А	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費	B/A
令和 元年度	人	千円	千円	千円	千円		千円
元年度	7	26,607	2,767	10,755	40,129	5,733	

(参考)水道事業市町村平均
一人当たり給与費
千円
6,165

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
  - 2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

## ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区分	平 均 年 齢		基本給		平均月収額	
中泊町水道事業	50.2	歳	363,384 円		516,185	円
水道事業市町村平均	44.2	歳	339,529	円	512,723	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

中泊町水道事業	水道事業市町村平均							
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1人当たり平均支給額(令和元年度)							
1,537	千円						1,522	千円
(令和元年度支給割合)	(令和元年)	度支約	合割合)	)				
期末手当勤勉手	当	期末手当		븰	勤勉手当			
2.50 月分 1.80	月分			_	月分		_	月分
( 1.40 )月分 ( 0.85	)月分		(	-	)月分	(	-	)月分
(加算措置の状況)	(加算措置	の状況	元)					
職制上の段階、職務の級等による加算措								
·役職加算 5~15%								

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

	中泊町水	道事業	水道事業市町村平均				
(支給率)	自己都合	応募認定•定年	(支給率)	自己	,都合	応募認2	定∙定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	_	月分	_	月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	_	月分	_	月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	_	月分	_	月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	_	月分	_	月分
その他の加算	措置 定年前早期	<b>月退職特例措置</b>	その他の加算措置	<u> </u>			
	(割増率2~	45%)					
1人当たり平均支	給額	千円	1人当たり平均支給客	湏	8,861	千円	

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

### ウ 地域手当 中泊町は地域手当の制度を導入していない。

#### 工 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(30年度決算	I)			0	千円	
支給職員1人当たり平	均支給年額(30年度決算)			0	円	
職員全体に占める手当	支給職員の割合(30年度)				0.0	%
手当の種類(手当数)				0		
手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	左記職員に対す	る支	給単価

### 才 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	138 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	35 千円
支給実績(30年度決算)	59 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	10 千円

<sup>(</sup>注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務 手当の支給対象とはならない管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

### カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

手 当 名			一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	子 10,4	500円 000円 500円	同じ		千円 1,410	图 282,000

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額
住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給・支給限度額 27,000円	同じ		千円	(令和元年度決算) 円 円
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用する場合で通勤距離が片道2km以上ある職員に支給 ・交通機関利用 限度額 55,000 円・自動車利用 限度額 46,000 円	同じ		千円 308	円 61,600
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 支給 ・支給額 15,000~25,000 円	同じ		千円	200,000
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始 の休日等において、正規の勤務時 間中に勤務することを命ぜられた職 員に支給 ・支給額:勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間	同じ		千円 0	<b>円</b>
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が 臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、週休日又は 休日等若しくは年末年始の休日等 に勤務した場合に支給 ・支給額 3,000~4,000 円	同じ		千円 0	0
管理職員特別勤務手当	(2)災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により週休日等以外の 日の午前0時から午前5時までの間 であって正規の時間外以外の時間 に勤務した場合に支給 ・支給額 1,500~2,000 円	同じ		千円 0	0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給・支給額:勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間	同じ		千円	<b>円</b>
寒冷地手当	毎年11月から翌年の3月までの各月の初日において町内その他の寒冷の地域に在勤する職員に支給・世帯主(扶養親族あり) 17,800 円・世帯主(扶養親族なし) 10,200 円・その他職員 7,360 円	同じ		千円 511	73,034